

岩国市監査告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定による監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表します。

令和6年12月25日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

岩国市監査委員 丸 茂 郁 生

令和 6 年度第 2 回定期監査結果

1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項の規定による監査

2 監査の対象

総務部 総務課、秘書広報課、職員課、人権課、契約監理課、用地課、危機管理課

環境部 環境政策課、環境事業課、環境施設課

3 監査の実施期間

令和 6 年 10 月 16 日から令和 6 年 11 月 26 日まで

4 監査委員の交代

監査委員のうち、令和 6 年 11 月 18 日付けで、武田伊佐雄委員が丸茂郁生委員に交代した。

5 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、岩国市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日制定）に準拠し、財務に関する事務の執行が法令の趣旨に沿って適正かつ効率的、合理的に行われたかを着眼点として、主として令和 6 年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財産管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行うことにより実施した。

6 監査の結果

以上のとおり監査した限りにおいて、令和 6 年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた。